

消費者団体の現状について

全国消費者団体連絡会の取り組み

2023年4月6日



消費者団体の概況

< 全国消費者団体連絡会について >

一般社団法人全国消費者団体連絡会は、1956年に設立された、消費者団体の全国的な連絡組織です。2021年8月現在、地域単位の消費者連絡組織26団体、全国的消費者組織14団体、消費者問題に関する非営利組織9団体によって構成

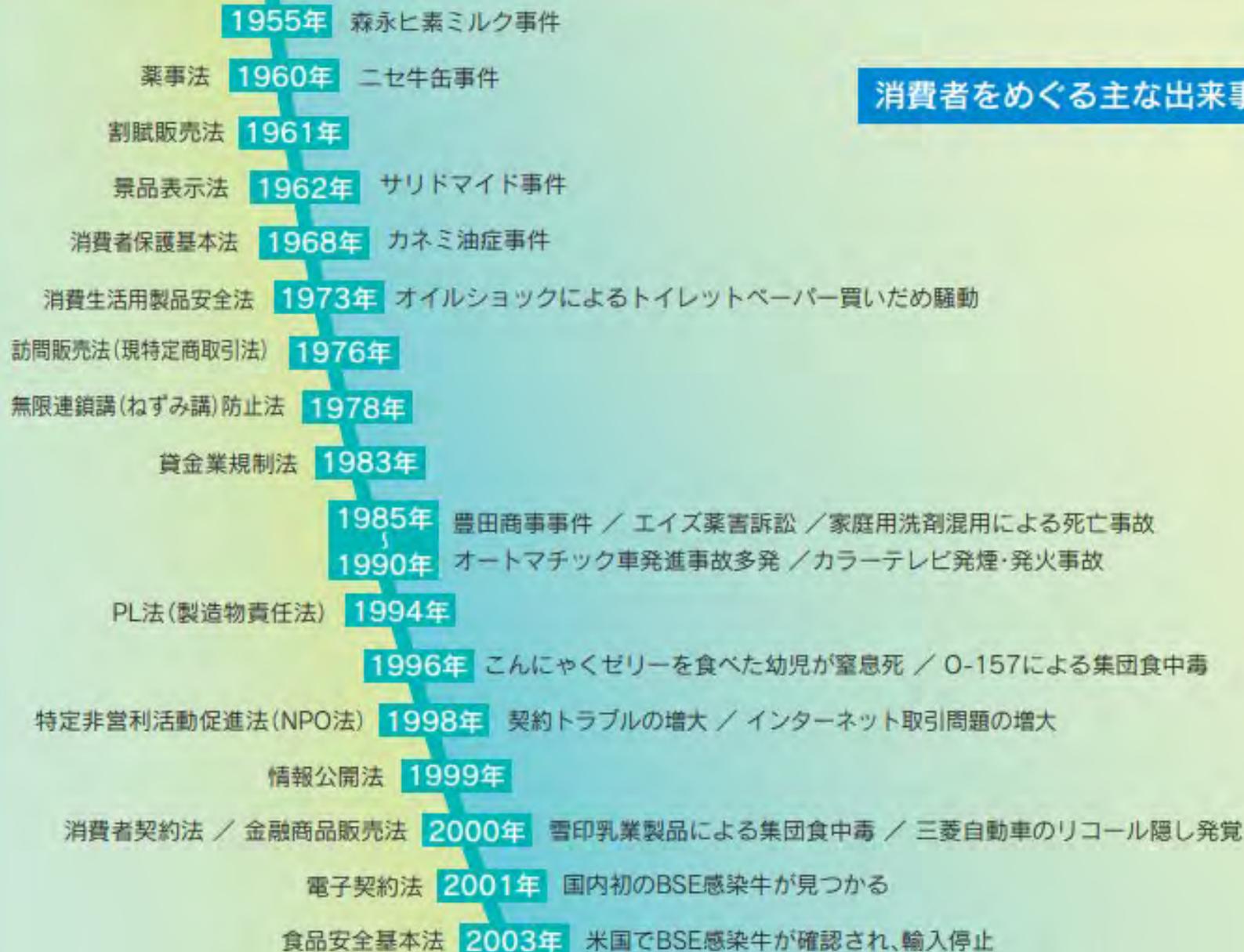
されています。2013年に一般社団法人に移行し、「消費者の権利の実現とくらしの向上、消費者団体活動の活性化と消費者運動の発展に寄与すること」を目的として活動しています。

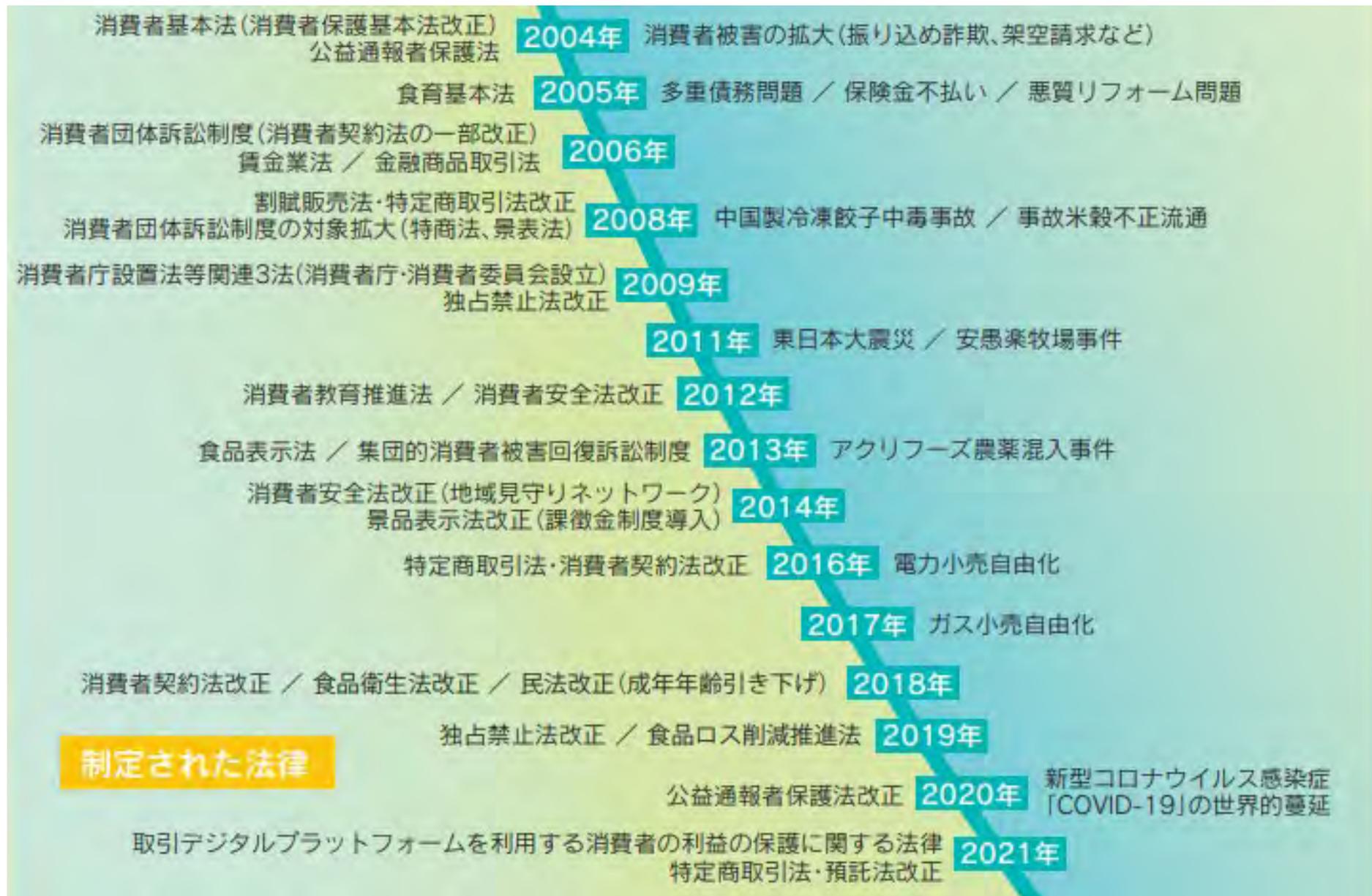
消費者問題、食品の安全・表示、環境・エネルギーなど、くらしに関わる様々なテーマについて、国の審議会への委員参加や、パブリックコメントの提出などを通して消費者の立場からの意見発信を進めています。また、消費者団体をはじめ、専門家や行政などとのネットワークづくりや、国際消費者機構（CI）との連携をすすめ、学習活動・政策提言・立法活動に取り組んでいます。

地域単位の消費者連絡組織 (26) ←	← 全国的消費者組織 (14) ←
適格消費者団体 認定NPO法人 消費者支援ネット北海道 ←	主婦連合会 ←
岩手県消費者団体連絡協議会 ←	新日本婦人の会 ←
福島県消費者ネットワーク ←	全国消費者協会連合会 ←
茨城県消費者団体連絡会 ←	公益社団法人 全国消費生活相談員協会 ←
群馬県消費者団体連絡会 ←	全国青年司法書士協議会 ←
前橋市消費者団体連絡会 ←	全国大学生生活協同組合連合会 ←
埼玉県消費者団体連絡会 ←	全国労働者共済生活協同組合連合会 ←
消費者団体千葉県連絡会 ←	日本司法書士会連合会 ←
東京消費者団体連絡センター ←	一般財団法人 日本消費者協会 ←
神奈川県消費者団体連絡会 ←	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ←
長野県消費者団体連絡協議会 ←	日本消費生活専門相談員協議会 (JOCAS) ←
山梨県消費者団体連絡協議会 ←	日本生活協同組合連合会 ←
静岡県消費者団体連盟 ←	日本母親大会連絡会 ←
愛知県消費者団体連絡会 ←	労働者福祉中央協議会 ←
消費者市民ネットワークみえ ←	
消費者ネットワーク岐阜 ←	
富山県消費者団体連絡会 ←	
特定非営利活動法人 消費者支援ネットワークいしかわ ←	消費者問題に関わる非営利組織 (9) ←
特定非営利活動法人 消費者ネット・しが ←	特定非営利活動法人 親子消費者教育サポートセンター ←
特定非営利活動法人 コンシューマーズ京都 ←	家庭栄養研究会 ←
全大阪消費者団体連絡会 ←	特定非営利活動法人 コンシューマネット・ジャパン ←
岡山県消費者団体連絡協議会 ←	一般社団法人 Consumer Rights Japan ←
消費者ネットしまね ←	特定非営利活動法人 消費者ネットジャパン ←
山口県消費者団体連絡協議会 ←	情報通信消費者ネットワーク ←
愛媛県消費者団体連絡協議会 ←	特定非営利活動法人 Safe Kids Japan ←
北九州市消費者団体連絡会 ←	一般社団法人 日本消費生活問題研修所 ←
	一般財団法人 FOOD COMMUNICATION COMPASS ←

消費者をめぐる主な出来事と制定された法律

消費者をめぐる主な出来事





制定された法律

消費者運動の変遷

<昭和(戦後)>

- ・物価、品質、表示
- ・食品公害
- ・環境問題
- ・食品添加物、残留農薬の安全性
- ・製品の安全性
- * デモ・集会、署名、反対運動、消費者団体自身による商品テスト・調査活動(家計簿活動など)
- ・不良マッチ追放運動
- ・物価(公共料金)値上げ反対運動
- ・ニセ牛缶事件
- ・森永ヒ素ミルク事件、カネミ油症事件など
- ・合成洗剤の毒性追及運動
- ・チクロ追放運動
- ・灯油闇カルテル訴訟
- ・消費税導入反対運動

<平成・令和>

- ・取引や表示の適正化
- ・食品安全(リスクアナリシスに基づく食品安全行政)、製品安全のしくみづくり
- * 政策提言、立法運動、消費者団体自身による訴訟・被害者救済(適格消費者団体による消費者団体訴訟制度の活用)、共同規制
- ・消費者契約法制定運動
- ・PL法制定運動
- ・食品衛生法改正運動
- ・「21世紀型消費者政策」(消費者保護基本法改正、公益通報者保護制度、消費者団体訴訟制度)の具体化を求める取り組み
- ・消費者庁・消費者委員会創設運動
- ・デジタルプラットフォーマーに対する取り組み

消費者団体の役割

【消費者基本法「第8条」より】

消費者団体は、

消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、

消費者に対する啓発及び教育、

消費者の被害の防止及び救済のための活動

その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

消費者団体の例

具体的な団体例

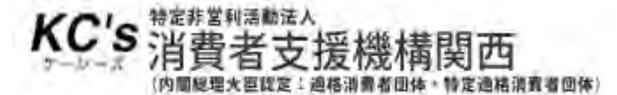
- 消費者の立場から**情報の収集**や**意見**を述べる活動



- 各自治体の「消費生活センター」の消費生活相談員などを中心に構成、**相談**や**教育・啓発**を通じて活動



- **差止請求**や**集団訴訟**など、国の制度を運用する団体



- **事業**を通じて、消費生活の向上に取り組む団体



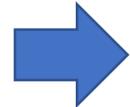
2022年度活動方針、2023年度活動方針（案）

1. 消費者問題・消費者運動への社会的な理解促進と主体的な基盤整備
2. 消費者が安全で安心できるくらしの確保
3. 国内各団体や国際的な消費者運動との連携強化

* 消費者のくらしに関わる様々なテーマ

⇒ 学習活動、政策提言、立法運動に取り組んでいます。

- ・ 消費者政策分野
- ・ 食の安全・表示分野
- ・ 環境・エネルギー分野



国の審議会等への委員参加（8～9省庁約20会議）
パブリックコメント等の提出（年間約20本）
学習会等の開催（年間約20回）
法改正等に関するロビー活動（適宜）

* 機関誌「消費者ネットワーク」の発行（年9回）

* HP、Twitter、Facebook、YouTubeによる情報発信（適宜）

* 消費者団体をはじめ専門家や行政などとのネットワークづくりや、
国際消費者機構（CI）との連携（適宜）

意見書・パブリックコメント等の提出（2020~2022年度）概要

《消費者政策分野》

- ・ 消費者基本計画関連
- ・ 消費者法関連（消費者契約法、消費者裁判手続特例法、特定商取引法、預託法、取引DPF消費者保護法、景品表示法、公益通報者保護法など）
- ・ その他（民事訴訟法<IT化関係>、電気通信事業法、著作権法 など）
- ・ 地方消費者行政関連

《食分野》

- ・ 食品表示法に関する制度、食品衛生法に関する制度 など

《環境・エネルギー分野》

- ・ エネルギー基本計画関連
- ・ 電気小売市場関連
- ・ LPガス料金関連

全国消団連「新・消費者運動 ビジョン」(2011年)

< 消費者団体総体として今後取り組みを強化すべき課題 >

(1) 消費者被害の急増と多様化への対応

→ ①消費者相談 ②団体訴権の活用 ③消費者への情報提供と消費者教育 を引き続き強化する

(2) 企業の不祥事多発への対応

→ 事業者の消費者志向を促進させる取り組みや、消費者団体訴訟制度などを背景に事業者への申し入れ活動を進める、生産者や事業者を学習会の講師に招いてプロとしての視点に学ぶなど、より幅を広げて対応する

(3) 政策決定過程における消費者の意見反映を進めるための対応

→ 提言・意見を求められる領域の広がりに対応していくこと、消費者のくらしの実情に根ざした提言内容をより深化させしていくこと、消費者委員会委員などの消費者代表を消費者団体から輩出し続け、消費者運動総体として消費者代表を支えていくことが必要

課題

国際化・デジタル化の進展の中、消費者課題も多岐にわたり、内容も複雑になってきており、消費者団体として意見書の提出や、審議会への参加等が困難になってきています。

◆全国消団連では、地方消費者行政プロジェクトにおいて、2018年度から都道府県の消費者行政調査を毎年実施

◆2022年度 都道府県の消費者行政調査 実施概要

〔実施期間〕2022年7月～8月

〔調査対象〕47都道府県

〔回答状況〕47都道府県

〔調査方法〕全国消費者団体連絡会より調査書を郵送・メールで送付。回答はメールにて回収。

〔調査項目〕

1. 消費者安全確保地域協議会と見守りネットワークについて
2. 厚労省の重層的支援体制整備事業との連携について
3. 消費者団体、特定適格消費者団体、適格消費者団体の活動の充実について
4. 都道府県の成年年齢引き下げに対応した消費者教育について
5. 2040年の消費者行政について
6. 消費生活相談のDX化について
7. 消費生活相談員について
8. 地方消費者行政強化交付金の活用について
9. 要望について

消費者団体、特定適格消費者団体、適格消費者団体の活動の充実について①

◇Q5-1消費者団体の活動に対する支援

(特定適格・適格以外)

1. 消費者啓発・教育事業の委託	21
2. 消費生活相談事業の委託	10
3. 審議会委員の委嘱（消費者安全確保地域協議会等の構成員含む）	34
4. 事務所など設備の貸与・提供	8
5. 消費生活協力団体または消費生活協力員として養成及び活用	1
6. 財政支援（寄附金など）	7
7. 支援は行っていない	5
8. その他	10

(主な支援策)

- ・講演会の共催、イベントの共催。
- ・自主事業に対する補助金交付、市町村と団体の共催事業への補助金交付。
- ・センター利用者懇談会の開催。
- ・団体によるアンケート設問等の監修、商品テスト等の助言。
- ・団体の事務局機能を担う。

複数回答

◇Q5-3①消費者団体との連携や活動支援での課題

●消費者団体構成員の高齢化・減少を指摘するもの

- ・会員の高齢化が進んでいること、構成員の減少により担い手が不足していること、専門人材が少ないこと、活動規模が縮小していることなど、団体の衰退・弱体化の指摘が11県に上る。
- ・団体の活動の維持や団体自体が存続できない可能性があることの指摘や、補助金・委託金の交付や施設の無償提供などの支援の対象となる活動が減少し委託が困難となっていることの指摘も複数ある。

●行政の財源・人員不足を指摘するもの

- ・補助金等の独自財源確保が困難であることや、国の交付金も先細りでこれが終了すると継続的な支援が困難であるとの指摘が複数ある。
- ・県が主体となって団体と連携して活動を行うには、職員の人手が足りないとの指摘も複数ある。

●その他の課題の指摘

- ・行政が団体をどこまで支援すべきかが検討課題である。
- ・消費者教育の推進の担い手としての消費者団体の連携方策を検討する必要がある。

●回答なし

- ・特になし・記載なしが26県。

消費者団体、特定適格消費者団体、適格消費者団体の活動の充実について②

◇Q5-2特定適格・適格消費者団体の活動に対する支援

(特定適格・適格を目指す団体を含む)

1. 特定適格消費者団体及び適格消費者団体の設立のための支援	10
2. 消費者啓発・教育事業の委託	14
3. 消費生活相談事業の委託	3
4. 審議会委員の委嘱（消費者安全確保地域協議会等の構成員含む）	8
5. 事務所など設備の貸与・提供	3
6. 消費生活協力団体または消費生活協力員として養成及び活用	0
7. 財政支援（寄附金など）	6
8. 行政側からの消費生活相談情報の提供	5
9. 消費生活相談（PIO-NET以外の情報も含める）の被害状況の情報交換	7
10. 支援は行っていない	11
11. その他	8

複数回答

◇Q5-3②特定適格消費者団体、適格消費者団体との連携や活動支援での課題

●財政上の課題を指摘するもの

・国の補助金を利用して財政支援を行っているが、活用年限の終了に伴いその後の支援が課題であるとの指摘が複数ある。

●相談情報の提供・情報交換に関する課題を指摘するもの

・自治体が保有する消費生活相談情報（PIO-NET）を提供できるよう規定の整備を検討する必要がある。

●目指す団体の支援に関する課題を指摘するもの

・適格消費者団体を目指している団体への資金面の支援について、直接的な財政支援は難しいため、事業委託や広報などの間接的な支援に留まっている。
・設立にあたって中心的存在となる団体や担い手の確保が課題。

●その他

・適格消費者団体及び制度の周知が必要。
・一般県民向けの消費生活講座、消費生活相談員向けのスキルアップ研修、消費者教育コーディネーター事業を委託し、県と連携して消費者教育・啓発にあたっているが、団体は、組織・財政面でやや弱いところがある。

◇Q10 2022年の消費者行政強化交付金事業のうち、活用する事業メニュー

消費者行政強化交付金のメニュー	県		区市町村	
	2022	2021	2022	2021
⑤ 適格消費者団体及び特定適格消費者団体設立に向けた支援	2	2	0	0

※アンケート実施時点（2022年8月）では、適格消費者団体が23（22都道府県）、目指す団体が確認できる範囲で10前後、特定適格消費者団体が4である。

2017年 全国消団連

消費者団体アンケート調査より

会員団体に向けて、「団体の現状と課題」「会員の増加」「担い手の育成」「財政の強化」「ネットワークの強化」について調査（回答数 30団体）。

・団体としての課題

⇒「財政の確保」「会員を増やすこと」「担い手の育成」などの共通課題

・会員の増加

⇒回答の約半数が減少傾向に

・担い手の育成

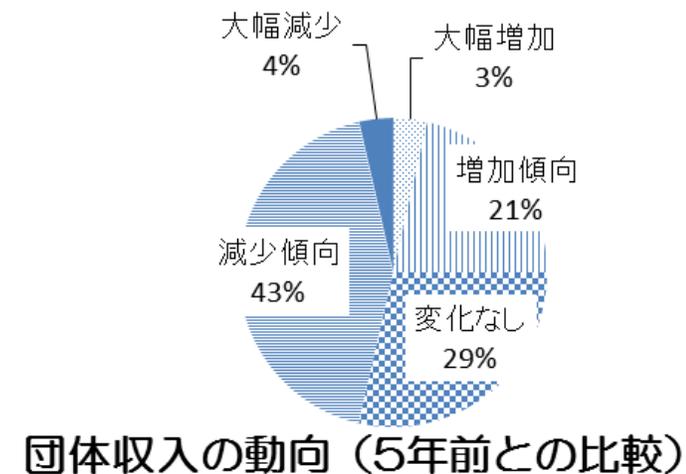
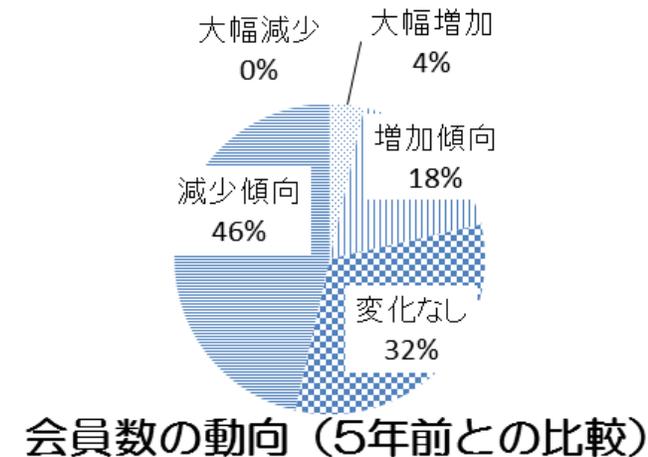
⇒県や市の審議会や委員会への参加 など

・財政の強化

⇒会員増や委託事業に積極的に取り組むなど

・ネットワークの強化

⇒課題テーマごとに他団体や専門家とのネットワークを形成するなど



多くの団体が会員数も団体収入も減少傾向にあり、活動の活性化は長年の課題

政策提言をする消費者団体の課題

状況

- 社会の国際化・デジタル化が進展の中、消費者課題も多岐にわたり、各課題の内容も複雑になってきている。
- あわせて行政等では、消費者からの声を求める審議会も増えている。

【対応力の課題】

⇒しかし、地域の消費者団体をはじめ専門家集団でもなく、構成員の高齢化や減少もあり、**複雑かつ広範な課題への理解や意見出しなどの対応が困難**になってきている。

【消費者の声の機能としての課題】

⇒政策提言にあたり**一般消費者全体の声として適切にまとめられているか**という課題もある。

【財政的課題】

⇒政策提言には、各課題の内容をよく理解したうえで、改善等を求めるだけの力量と時間が**必要だが、それに見合った報酬を得られる仕組みがない。**

団体への新たな加入や活動への参加、他分野の団体や専門家との連携強化などにより、新しい視点や意見を取り入れながら、知識や経過などを継承しつつ世代交代を進めていく必要がある。

* 全国消団連：情報発信

全国消団連HP <http://www.shodanren.gr.jp/index.php>

Facebook <https://www.facebook.com/Consumers.Japan>

Twitter <https://twitter.com/ConsumersJapan>

フォロー、リツイートお願いします

YouTube <https://www.youtube.com/watch?v=jdcOxMtHCdM>

* ご清聴ありがとうございました